

# 後期高齢者医療

## 対象の皆さんへ

### 1 後期高齢者医療保険料額の決定通知書を郵送します

#### ■ 普通徴収の人 (保険料が年金から差し引かれない人)

7月中旬に保険料額決定通知書を郵送します。  
納付書が同封されていた場合は、納期限までに納めてください。



水色の封筒で送ります

#### ■ 特別徴収の人 (保険料が年金から差し引かれる人)

7月下旬に特別徴収額の決定通知書を郵送します。



はがきで送ります

#### ■ 保険料率と限度額

所得割	8.89%
均等割	45,700円
限度額(最高額)	660,000円

#### ■ 納付は便利な口座振替を

口座振替は、納め忘れの心配や、納期ごとに納め

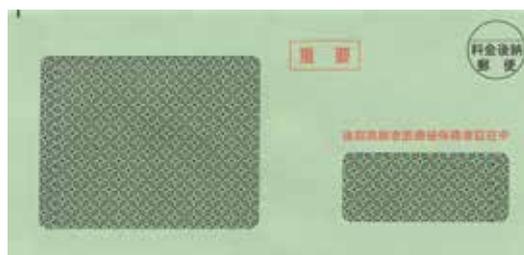
に行く必要がなくなるなど、便利で確実な納付方法です。

希望する人は、預金通帳、届け出印、納入通知書を持参して、金融機関で手続きをしてください。

また、特別徴収から口座振替に変更する場合は、金融機関で手続きを済ませたうえで、「口座振替依頼書」の本人控えを持って、医療保険課(市役所1階)または新里・黒保根支所市民生活課にお越しください。

問い合わせ＝医療保険課保険税係(☎内線274・275)

### 2 後期高齢者医療被保険者証を7月中旬に郵送します



薄緑色の封筒で送ります

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限	交付年月日
被保険者番号	
被保険者	住所
	氏名
	生年月日
資格取得年月日	
発効期日	
一部負担金の割合	
保険者番号並びに保険者の名称及び印	群馬県後期高齢者医療広域連合 群馬市大渡町一丁目10番地7 電話番号(027)256-7171

紫色の被保険者証です

75歳以上の人と、65歳以上で一定の障がいがある人には、新しい被保険者証を7月中旬に郵送します。

現在有効の「限度額適用・標準負担額減額認定証」と「限度額適用認定証」をお持ちで、令和5年度も引き続き対象になる人については、後期高齢者医療被保険者証に同封して郵送します。

問い合わせ＝医療保険課医療助成係(☎内線257・260・272)